

静岡県告示第638号

静岡県介護支援専門員実務研修受講試験要綱（平成10年静岡県告示第725号）の一部を次のように改正する。

平成28年5月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>別紙1</p> <p>相談援助の業務に従事する者の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する生活相談員</p> <p>(3) 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員</p> <p>(4) 介護保険法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員</p> <p>(5) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設にあっては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2</u>第6項に規定する障害児相談支援に</p>	<p>別紙1</p> <p>相談援助の業務に従事する者の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する生活相談員</p> <p>(3) 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員</p> <p>(4) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員</p> <p>(5) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設にあっては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2</u>の2第6項に規定する障害児相談支</p>

あつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員

(9) (略)

別紙2

1

(1)～(9) (略)

(10) 老人短期入所施設、老人デイサービスセンターにあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条第1項第1号及び第129条第1項第2号並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号に規定する生活相談員

(11)～(19) (略)

(20) 児童福祉法第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）を通わせる児童発達支援事業所にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63

援にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員

(9) (略)

別紙2

1

(1)～(9) (略)

(10) 老人短期入所施設、老人デイサービスセンターにあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項第2号及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号に規定する生活相談員

(11)～(19) (略)

(20) 児童福祉法第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）を通わせる児童発達支援事業所にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

条7項に規定する職員（同条第1項に規定する児童指導員に限る。）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第3項第3号に規定する児童指導員

(21)～(32) (略)

(33) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設において相談援助業務に従事している者

(34)・(35) (略)

(36) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第58条第3項及び第6項に規定する児童指導員

(37)～(43) (略)

2～4 (略)

別紙3

1～11 (略)

12 児童福祉法第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）を通わせる児童発達支援事業所において利用者の療育に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員を除く。）

13～16 (略)

17 児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者（児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の

第63条7項に規定する職員（同条第1項に規定する児童指導員に限る。）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第3項第3号に規定する児童指導員

(21)～(32) (略)

(33) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設において相談援助業務に従事している者

(34)・(35) (略)

(36) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第58条第3項及び第6項に規定する児童指導員

(37)～(43) (略)

2～4 (略)

別紙3

1～11 (略)

12 児童福祉法第6条の2の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）を通わせる児童発達支援事業所において利用者の療育に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員を除く。）

13～16 (略)

17 児童福祉法第6条の2の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者（児童福祉法第6条の2の2第3項に基づく厚生労働大臣の

指定を受けた指定医療機関の保育士をいう。)

19 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の介護従業者

20 指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）の介護従業者

働大臣の指定を受けた指定医療機関の保育士をいう。)

18 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の介護従業者

19 指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）の介護従業者

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。